

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の申告相談日

- 相談会場 役場3階 305・306会議室
- 受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分
※土・日曜日・祝日は閉庁となります。

日程	対象地区
2月 16日(木)	石坂・鳩山団地
17日(金)	松ヶ丘一・二丁目
20日(月)	松ヶ丘三・四丁目
21日(火)	楓ヶ丘一・二丁目
22日(水)	楓ヶ丘三・四丁目
24日(金)	鳩ヶ丘一・二丁目
27日(月)	鳩ヶ丘三～五丁目
28日(火)	大橋・奥田
3月 1日(水)	須江・竹本
2日(木)	泉井・高野倉
3日(金)	熊井
6日(月)	小用
7日(火)	大豆戸
8日(水)	赤沼
9日(木)	今宿
10日(金)～15日(水)	上記で都合のつかない方

✓ 申告に必要なもの

- 「マイナンバーカード」または「通知カード」及び「自動車運転免許証」等の本人確認書類の原本
- 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや、「利用者識別番号の通知」等 関係書類
- 「預金通帳」等、所得税の還付金の振込先口座が分かるもの
※申告書への押印は不要です。
- 【収入に関する書類】
- 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類
※申告には、源泉徴収票をすべてお持ちいただく必要があります。
- 事業(農業・営業など)所得や不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
※事業とは、営利性のあるものを指し、経費のみの申告はできません。
- 【控除に関する書類】
- 被扶養者の所得が分かる書類(写し可)
※配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方
- 社会保険料控除や障害者控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類
※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」や、「医療費のお知らせ」、その他医師等の証明書がある場合はその証明書
※申告相談時間短縮のため、支払った医療費や事業等の収入・経費の額は、計算・記入等整理したうえでご来場ください。

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策にご協力ください

・待合室は入室の人数制限をさせていただきます。来場者の人数により、待合室の外でお待ちいただくこともございますのでご了承ください。

- ・ご来場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱のある方、咳、くしゃみの症状のある方は、ご来場をご遠慮いただきます。また、各自マスクの着用にご協力ください。
- ・申告書の提出をご家族にお願いするなどし、少人数でお越しください。
- ・申告書が完成し、相談不要の場合などは、郵送や提出箱への提出、または、パソコン等による電子申告にご協力ください。

社会保険料控除等の申告をお忘れなく



令和4年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

控除額は、特別徴収(年金からの徴収)の方は年金保険者発行の源泉徴収票で、普通徴収(個人納付)の方は領収書でご確認ください。口座振替の方は令和4年中に振替により納付した合計額となります。介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となることがあります。

す。(領収書に「対象」と記載されています。)

また、要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

- 問合せ 【介護保険料】長寿福祉課 ☎ 296-1210
- 【後期高齢者医療保険料】町民健康課 ☎ 296-5891
- 【国民健康保険税】税務会計課 ☎ 296-5892
- 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555 (IP電話からは ☎ 03-6700-1144)



税務署における確定申告につきましては、10ページをご覧ください。

令和4年分 税の申告などのお知らせ 税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告が始まります。ご自身が申告をする必要があるのかどうかや、申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。また、今年も新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のための対策を実施しますので、ご協力をお願いします。なお、申告期限は3月15日(水)までです。

問合せ 【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎ 296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

- ※納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- ※「申告不要」の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者がいる世帯は全員(令和4年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く。)町・県民税申告をしてください。収入がない場合でも「収入なし」と申告してください。
- ※令和4年分・令和4年中とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に係るものを意味します。

申告不要	← 鳩山町在住の親族の税法上の扶養になっている	← 要件は？	収入なしまたは非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)	← 左記から選択	スタート ↓ 令和5年1月1日に鳩山町にお住まいですか？ はい	いいえ ↓ 当時お住まいの市区町村で申告してください
町・県民税申告	← 親族の税法上の扶養になっていない ← 鳩山町以外に住む親族の税法上の扶養になっている	← 要件は？	主に 公的年金 収入			
申告不要	← 公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)以下の方、または公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超であり所得控除を受けない方	← 要件は？	主に 給与 収入			
町・県民税申告	← 公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超、400万円以下で、所得控除を受ける方 ← 公的年金収入が400万円以下で、他の所得(20万円以下)がある	← 要件は？				
確定申告	← 公的年金収入のみで400万円を超える ← 公的年金収入以外の所得が20万円を超える(年金収入金額に関係なく)	← 要件は？				
申告不要	← 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)、かつ給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されている	← 要件は？				
町・県民税申告	← 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)が、給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されていない ← 給与収入以外の所得が20万円以下である	← 要件は？				
確定申告	次のいずれかに該当する方 ・年末調整の内容に変更がある ・医療費控除を受ける ・新規に住宅借入金特別控除を受ける ・2か所以上から給与の支払いを受けた ・年末調整が済んでいない ・給与収入が2,000万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える(給与収入金額に関係なく)	← 要件は？				
町・県民税申告	← 所得金額より控除が多い場合	← 要件は？	事業所得(農業など)、不動産所得、雑所得、一時所得、利子所得、配当所得、総合課税所得			
確定申告	← 所得金額より控除が少ない場合	← 要件は？				
税務署で確定申告	← 譲渡所得(土地・建物) ← 先物取引の雑所得 ← 株式等の譲渡所得 ← 上場株式などの配当所得 ← 山林所得、消費税の申告 など ※いずれも確定申告が不要な場合は、町の会場でも可	← 要件は？	町や県などへの土地の譲渡を除き、町の会場ではお受けできません。			



公的年金等の源泉徴収票を郵送します

令和4年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、令和4年分として支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構から送付されます。

日本年金機構からの発送の時期は1月中旬～下旬を予定しています。

所得税の確定申告をされる方は、申告の際に添付書類等として必要になりますので、大切に保管してください。

万が一紛失してしまった場合の再発行手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎242-2657)か「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165)までお問合せください。

税レポ

「税に関する作文」表彰で鳩山中学校生徒が各賞を受賞



毎年、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が租税教育の一環として、中学生の「税についての作文」を共同で募集しています。

今年度は(写真右から)、スポタ ヒロさん(1年、鳩山町長賞)、直井 歩実さん(1年、東松山地区租税教育推進協議会長賞)、守家 菜央さん(2年、東松山地区納税貯蓄組合連合会会長賞)、古越 美渚さん(3年、東松山地区納税貯蓄組合連合会優秀

賞)、の方々の作文が各賞に選ばれ、11月22日(火)に鳩山町役場 305・306 会議室で、表彰式が行われました。

受賞にあたり、古越さんは「新型コロナウイルスに関する体験談を書き、その当時の率直な気持ちなどを多くの方に読んでもらえてとても光栄です」、守家さんは「今回税について色々調べてみて改めて知ったことも多く、とても良い体験になりました」、直井さんは「まさか、自分がこのような賞をとれると思っていたので嬉しかったです。作文に書いたように難病の方たちにもっと税金を使ってもらえるといいと思います」、スポタさんは「今回税の作文を書くにあたり、両親と様々なことを話し合い、それによって、今まで気にもしてなかったことを知ることができてよい経験でした」と、それぞれ感想を話していました。

また、今宿小学校に対して、租税教育推進校東松山税務署長感謝状の贈呈も同時に行われました。

税の標語優秀作の表彰式が行われました



11月25日(金)、「税の標語」の表彰式が行われ、鳩山中学校の生徒6人が表彰されました。この標語は、東松山間税会主催により、税についての啓

発などの一環として募集され、鳩山中学校からは435首の応募がありました。受賞者は以下のとおりです。

【写真前列左から】澤口 光樹さん(2年、全国間税会総連合会会長賞)、菊池 風香さん(3年、東松山税務署長賞)、【写真後列左から】関口 胡春さん(2年、関東信越税理士会東松山支部支部長賞)、柴田 結生さん(3年、東松山税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞)、古越 美渚さん(3年、東松山間税会青年部長賞)、岡村 優花さん(2年、東松山間税会会長賞)

東松山税務署からのお知らせ

確定申告は ご自宅からスマートフォン・パソコンで利用できる e-Tax・スマホ申告が便利です



確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード対応のスマートフォン、またはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

新型コロナウイルス等の感染防止の観点からも、ぜひ、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用い



▲確定申告書等作成コーナー

て、ご自宅から、e-Taxをご利用ください。

■ 問合せ

【確定申告などに関する問合せ】

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

【e-Tax・作成コーナーの操作等に関する問合せ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

(土、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

■ 期間、申告会場及び対象の方(土・日・祝日除く)

期間	申告会場	対象の方
2月15日(水)以前	東松山税務署	還付申告の方
2月16日(木)～3月15日(水)	東松山市民文化センター(東松山市六軒町5-2)	全ての方

■ 時間 午前9時～午後4時

- ・ 贈与税については、2月1日(水)以降、申告相談を受け付けます。
- ・ 東松山市民文化センターでの作成済申告書の提出コーナーはありません。お持ちになる場合は、東松山税務署へお願いします。
- ・ 確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入

場整理券が必要です。

- ・ スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。
- ・ マイナンバーカードをお持ちの方は、必ずお持ちください。

- ・ 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- ・ 2月16日(木)～3月15日(水)は、東松山税務署では、申告相談を行っていません。

- ・ 確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。
- ・ 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

■ 問合せ 東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

(音声案内「0」)



▲国税庁LINE公式アカウント

2月1日(水)～15日(水) 税理士による無料税務電話相談を実施します

年収600万円以下の方を対象に、確定申告に関する電話相談を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、紹介した税理士へご連絡ください。

なお、年収600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生することもありますので、事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、緊急事態宣言が発出された場合及びそれに準ずる場合

には中止することがあります。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の途中で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方

申込 1月13日(金)から2月10日(金)の期間に関東信越税理士会東松山支部事務局へお申し込みください。

申込先・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局 ☎ 0493-25-2670 (月～金曜日 午前9時～午後2時)